

企業会計基準委員会 御中

2017年7月10日

弁護士法人 御堂筋法律事務所

弁護士 越本 幸彦

**「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する
取引に関する取扱い(案)」(実務対応報告公開草案第52号)について**

第1 質問1から質問4までに対する意見

権利確定条件付き有償新株予約権(以下「本件新株予約権」といいます。)について報酬性はないと考えるため、各質問記載の提案には同意しない。

第2 同意しない理由

- 1 本件新株予約権は、独立した第三者評価機関の評価に基づいて、公正価値としての対価の実際の支払いこみを持って発行されているものである。

そのため、公益社団法人日本監査役協会の「監査役監査実施要領」(改訂版)(平成28年5月20日公表)には、「有利発行決議や報酬決議、事業報告における開示の対象とはならない」と定められているほか、付与対象者の税務についても、権利行使時の給与等課税事由が生じないとされており、給与所得としては取り扱われていない。

また、本件新株予約権は、公正価値での新株予約権への投資制度であるため、株価が下落する際など、当初の取得時に払い込んだ投資元本が毀損する(損失が発生する)可能性もあり、そもそも「報酬」としての性質と矛盾する。

加えて、本件新株予約権は、従業員等が投資として現金支払いにより新株予約権を購入するものであるため、発行会社にとっては現金を対価として有価証券を発行する取引となり、労働サービスを対価とする取引ではないと理解すべきであることから、会計処理に関してのみ、本件新株予約権を「報酬」として取り扱うことに関する法律及び税務上の整合性が図れない。

- 2 実務上、導入企業は一般的に持株会と同様の投資制度として活用しているものと思われるところ、かかる発行目的は、企業会計基準適用指針第17号に合致しているため、導入会社の発行目的を無視して本件新株予約権を一律に報酬と判断する理由が不明である。

また、未公開企業では、資本政策の手段としても活用されているが、報酬として費用計上せざるを得なくなれば、ベンチャー企業等の必ずしもP/Lが盤石ではない会社の育成を阻害する要因にもなりかねないことが懸念される。

- 3 公開草案のうち、特に17項(1)には、本件新株予約権について、「その付与に伴い従業員等が一定の額の金銭を企業に払い込むという特徴を除けば、ストック・オプション会計基準を設定した当初に主に想定していたストック・オプション(付与に伴い従業員等が一定の額の金銭を企業に払い込まない取引)と類似している」とされているが、実務上、業績条件は、希釈化に対する株主の了解を得るための条件であるという側面が強く、かかる業績条件の本質を無視した論理となっている。

以上